

主 文

原略式命令を破棄する。

被告人を罰金 5 万円に処する。

上記罰金を完納することができないときは、金 5 0 0 0 円を 1 日に換算した期間被告人を労役場に留置する。

理 由

本件記録によると、龍野簡易裁判所は、平成 9 年 7 月 2 4 日、「被告人は、酒気を帯び、呼気 1 リットルにつき 0 . 2 5 ミリグラム以上のアルコールを身体に保有する状態で、かつ、運転免許証を携帯しないで、平成 9 年 6 月 1 5 日午前 1 時 2 0 分ころ、兵庫県龍野市 a b 番地の c 付近道路において、普通貨物自動車（軽四）を運転した」との事実を認定した上、道路交通法（平成 1 3 年法律第 5 1 号による改正前のもの。以下「法」という。）1 1 9 条 1 項 7 号の 2、6 5 条 1 項、平成 1 4 年政令第 2 4 号による改正前の道路交通法施行令 4 4 条の 3、法 1 2 1 条 1 項 1 0 号、9 5 条 1 項、刑法 5 4 条 1 項前段、1 0 条、1 8 条、刑訴法 3 4 8 条を適用して、「被告人を罰金 5 万 1 0 0 0 円に処する。これを完納することができないときは金 5 0 0 0 円を 1 日に換算した期間労役場に留置する。ただし、端数を生じたときはこれを 1 日とする。上記罰金に相当する金額を仮に納付することを命ずる。」旨の略式命令を発し、この略式命令は平成 9 年 8 月 8 日確定したことが認められる。

しかしながら、法 1 1 9 条 1 項 7 号の 2 の罪の法定刑は「3 月以下の懲役又は 5 万円以下の罰金」であり、法 1 2 1 条 1 項 1 0 号の罪のそれは「2 万円以下の罰金又は科料」であるところ、原略式命令が被告人の所為は 1 個の行為が数個の罪名に触れる場合に当たるものとして刑法 5 4 条 1 項前段を適用したのは正当であるから、本件については、重い法 1 1 9 条 1 項 7 号の 2 の罪の刑で処断すべきであり、罰金刑を選択した場合には、その処断刑の多額は 5 万円となる。したがって、これを

超過して被告人を罰金5万1000円に処した原略式命令は、法令に違反し、かつ、被告人のため不利益である。

よって、刑訴法458条1号により、原略式命令を破棄し、被告事件について更に判決することとする。

原略式命令の確定した事実に法令を適用すると、被告人の所為のうち、酒気帯び運転の点は法119条1項7号の2、65条1項、平成14年政令第24号による改正前の道路交通法施行令44条の3に、運転免許証不携帯の点は法121条1項10号、95条1項にそれぞれ該当するところ、上記は1個の行為が数個の罪名に触れる場合であるから、刑法54条1項前段、10条により、重い法119条1項7号の2の罪の刑で処断することとし、所定刑中罰金刑を選択し、その金額の範囲内で被告人を罰金5万円に処し、換刑処分につき刑法18条を適用して、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

検察官浅野義正 公判出席

(裁判長裁判官 藤井正雄 裁判官 井嶋一友 裁判官 町田 顯 裁判官 深澤武久 裁判官 横尾和子)